

## 平成 31 年度

### 区民参画組織 麻布を語る会 麻布地区政策分科会 プレ分科会

#### 次 第

日時：平成 31 年 4 月 24 日（水）

午後 6 時 30 分～午後 8 時 30 分

場所：麻布地区総合支所

2階 第3会議室

- 1 開会
- 2 自己紹介
- 3 平成 31（2019）年度 麻布地区政策分科会の運営について
- 4 港区の概要
- 5 港区基本計画・麻布地区版計画書（地域事業）の概要
- 6 その他

#### 【配布資料】

- 資料 1 平成 31（2019）年度 区民参画組織 麻布を語る会 麻布地区政策分科会の運営について
- 資料 1-2 港区麻布地区総合支所区民参画組織麻布を語る会設置要綱
- 資料 2 港区基本計画・麻布地区版計画書の見直しに向けた提言書（平成 29 年（2017 年）3 月）
- 資料 3 港区基本計画・実施計画（概要版）
- 資料 4 港区基本計画 麻布地区版計画書

- 参考資料 平成 31（2019）年度 麻布地区政策分科会 委員名簿
- MINATO CITY ここからはじまる物語
- 港区政策形成支援データ集 5thEdition

## 平成 31（2019）年度 区民参画組織 麻布を語る会 麻布地区政策分科会の運営について

### 目的

区は、参画と協働を区政運営の基本姿勢に、これまで地域との信頼関係を育むとともに、様々な課題解決のための取組を行ってきました。

麻布地区においても区民参画組織を設置し、「区民参画手続ガイドライン（平成22年3月）」の考え方にに基づき、計画の策定、推進の各段階において区民等の意見を聞き、計画への反映に努めてきました。

平成31（2019）年度は、2021年度からの次期港区基本計画・麻布地区版計画書（以下、「麻布地区版計画書」という。）の策定に向け、引き続き幅広い世代の区民から意見を聴取するため、麻布を語る会 麻布地区政策分科会（以下、「分科会」という。）を設置します。

### 運営

- （1）座長、副座長については、分科会メンバーの互選により選出します。※座長は前年度経験者から選出
- （2）分科会の運営（進行を含む）は、座長、副座長により行います。
- （3）分科会の進行は、各回の議題により適宜全体討議又はグループ討議により行います。
- （4）区は、事務局として分科会運営の支援を行います。

### 期間

平成31（2019）年4月から2021年3月までとします。

### 定員

30名程度

- ・平成30（2018）年度分科会メンバーのうち希望者
- ・新規参加希望者（定員を超えた場合は抽選とします。）

### 分科会及び議事の公開

- （1）分科会は、原則公開とします。ただし、港区情報公開条例第5条第1項各号に該当する場合、その他公開することが適当でないとメンバーの半数以上の同意をもって認められた場合は、非公開とします。
- （2）議事録は、議事要旨を区ホームページで公開します。公開にあたっては、事前に分科会メンバーに内容の確認を行います。ただし、非公開とした分科会については議事要旨も非公開とします。

### 報酬

交通費を含め無報酬とします。

分科会  
メンバー

### 役割

- ・行政の仕組みを知る
- ・麻布地区版計画書の内容を知る
- ・麻布地区の地域事業の進捗状況を知る
- ・麻布地区版計画書について意見を交換し、提言をまとめる

### 【参考】港区基本計画・麻布地区版計画書の性格

基本計画の役割は、区政の目標、課題、施策の概要等を体系的に明示することで、区全般を対象とする総合的かつ最上位の計画です。全区的な計画である「分野別計画」と、5地区の総合支所が策定した「地区版計画書」で構成されています。

地区版計画書の1つである麻布地区版計画書は、あらゆる主体と協働してまちづくりを進めていくための基本的な方向性を示すことを目的として、麻布地区総合支所が策定する計画書です。麻布地区の課題を地域で解決し、地域の魅力をより高めるため、区民参画組織などからの提言を踏まえ、複数年間の計画を立案した独自に取り組む事業（地域事業）を中心に構成されています。

### 平成 31（2019）年度の 開催スケジュール

プレ分科会【2019年4月】

新規参加者対象

- 新規参加者を対象にした説明会

第1回分科会【2019年5月】

メンバー全員集合!!

- 全体説明、座長・副座長の選任等

第2回～第9回分科会【2019年5月～2020年1月】

- グループ討議、全体報告等

提言式【2020年3月】

- 区長へ提言書を提出

詳細は別紙参照

## 区民参画組織 麻布を語る会 麻布地区政策分科会の開催スケジュール

開催時間は午後6時30分～午後8時を基本とします。

(ただし、内容により延長する場合があります。)

日 程		内 容	
2019年度	プレ	4月24日(水)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自己紹介</li> <li>・麻布地区政策分科会の役割、進め方とスケジュール</li> <li>・港区の概要</li> <li>・港区基本計画・麻布地区版計画書(地域事業)の概要</li> </ul>
	第1回	5月16日(木)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自己紹介</li> <li>・麻布地区政策分科会の役割、進め方とスケジュール</li> <li>・麻布地区総合支所の業務内容(各課から説明)</li> <li>・区民アンケート調査の概要</li> <li>・プレグループワーク</li> <li>・座長、副座長の選任</li> </ul>
	※第1回終了の際に、書面で希望する分野を確認し、第2回分科会以降のグループ分けを行う予定です。		
	第2回	6月28日(金)	【グループ討議】・・・3グループ(分野ごと) <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域事業の進捗確認</li> <li>・課題の整理と検証</li> </ul>
	第3回	7月16日(火)	【全体報告】 <ul style="list-style-type: none"> <li>・各グループの意見を共有</li> </ul>
	第4回	8月28日(水)	【グループ討議】・・・3グループ(分野ごと) <ul style="list-style-type: none"> <li>・事業及び提言内容の検討</li> </ul> 【全体報告】 <ul style="list-style-type: none"> <li>・各グループの意見を共有</li> </ul> ※区民アンケート調査結果を情報提供(第4回) ※この間に、随時、地域事業の見学も行う予定です。
	第5回	9月12日(木)	
	第6回	10月11日(金)	
	第7回	11月12日(火)	
	第8回	12月11日(水)	【グループ討議】 <ul style="list-style-type: none"> <li>・提言書のまとめに向けた内容確認</li> </ul> 【全体報告】 <ul style="list-style-type: none"> <li>・各グループの意見を共有</li> </ul>
第9回	1月30日(木)	提言書の最終確認、提言式(発表内容)について	
提言式	3月下旬	区長に提言書を提出	
2020年度	第1回	7月頃(予定)	区による計画の見直しスケジュール等の説明 提言の反映状況の説明、地域事業の進捗確認
	第2回	11月頃(予定)	港区基本計画・麻布地区版計画書の素案の説明
	第3回	3月頃(予定)	素案からの変更点等についての説明

事務局(麻布支所)主導で進行

分科会メンバー(座長・副座長・グループリーダー)主導で進行

※一部内容を変更させていただく場合があります。

## ○港区麻布地区総合支所区民参画組織麻布を語る会設置要綱

平成22年3月31日  
21港麻協第1161号

## (設置)

第1条 麻布地区の課題解決や将来像の実現に向け、その魅力を一層高めるため、区民参画の手法により、区民意見等を聴取し、区民主体の検討及び活動を行う取組として、麻布を語る会を設置する。

## (役割)

第2条 麻布を語る会は、地域の特性や地域の課題を踏まえ、麻布地区の現状、課題、施策及び事業に関する検討を行い、麻布地区総合支所と協働し活動するものとする。

## (構成員)

第3条 麻布を語る会に参加する者（以下「構成員」という。）は、区民のうちから公募により選出された者（以下「公募区民」という。）とする。

2 前項の区民は、麻布地区内に居住し、勤務し、若しくは在学し、又は麻布地区のために活動することを希望する者とする。

3 公募区民の参加が、港区暴力団排除条例（平成26年港区条例第1号）第12条第1項の規定に基づき、暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資すると認められるときは、当該公募区民の参加を認めないことができる。

## (構成員の任期)

第4条 構成員の任期は、選出された年度の末日までとする。ただし、再任を妨げない。

## (分科会)

第5条 麻布を語る会に、活動分野に沿って、分科会を置く。

2 構成員は、いずれかの分科会に属する。

3 分科会に、座長及び副座長を置く。

4 座長及び副座長は、分科会に属する構成員の互選により選出する。

5 座長は、分科会を招集し、会務を統括する。

6 副座長は、座長を補佐し、座長に事故があるときは、その役割を代理する。

## (全体会)

第6条 麻布を語る会は、構成員全員による全体会を必要に応じて開催する。

## (会議の公開)

第7条 麻布を語る会の会議は、公開とする。

## (庶務)

第8条 麻布を語る会の庶務は、麻布地区総合支所協働推進課において処理する。

## (委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、麻布を語る会の運営に関し必要な事項は、麻布地区総合支所長が別に定める。

## 付 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

## 付 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

## 付 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。